

EC会計制度の調和化の意義：”TRUE AND FAIR VIEW”概念の意義と役割

塩塚，武康

<https://doi.org/10.15017/3000105>

出版情報：経済論究. 92, pp.31-54, 1995-07-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



EC 会計制度の調和化の意義

—‘TRUE AND FAIR VIEW’ 概念の意義と役割—

塩 塚 武 康

1. はじめに

1993年1月1日より欧州共同体の域内単一市場が発足した。これにより従来の関税同盟から一歩進んだ人・財・サービス・資本の移動が自由化され、EC域内での国境でのチェックはすべて廃止されている。つまり一切の通関手続きがなくなり、EC域内では輸出入の概念はなくなる。しかし、1985年のEC市場統合白書に含まれていた統合のための提案が全て採択されたわけではなく、特に税制面（会社法・法人税・付加価値税）に未採択項目が多い。ただ、物の移動や資本の移動の法的条件・技術基準の統一が進んでいるだけである¹⁾。

欧州共同体の域内統合市場は、マーストリヒト条約が目指している「経済・通貨統合」の第一歩にすぎず、共同体の最終目標である今世紀末の単一通貨の発行までには多くの未解決の問題がある。何故なら、通貨統合という目標は経済面の完全な統合を意味するだけでなく、政治的統合を抜きには考えられないからである。例えば、今現在の各国の経済は深刻な不況の中にあり、景気対策として早急に金融政策を実施したい国々が多いが、ERM/EMSの枠組みの中で政策選択の自由を制限されている。そして、単一通貨制度になれば、各国の予算がマクロ経済の観点からEC閣僚理事会に決定され、経済政策の中枢を各国が放棄することになる。これが意味するものは、ECの本質が国家連合から欧州連邦へと変化することである。現在のような国家連合では加盟国がそれぞれの国家利益の観点から政策を協議しているのに対して、欧州連邦においては各国の主権の一部をEC閣僚理事会という超国家機構²⁾に委譲し、この超国家機構が独立した主権を持つことで各国の主権を拘束するようになる。つまり、

通貨統合は政治統合が同時進行で進められなければ達成できないのである³⁾。

このような EC 統合のプロセスのなかで EC 各国の大企業を中心とした経済活動は新しい局面を迎えている。また、企業の経済活動の活発化を促進するための会計制度の調和化の動き（具体的には、各国の会社法の改正・資本市場の整備）が進められている。しかも、この調和化は EC 統合という目的のための調和化ではあるが、加盟各国の会計制度の「国際的調和」の 1 つのモデルであり、会計制度が抱える問題点を浮き彫りにしている。特に、会計基準の国際的調和・統一をめぐる議論が EC 会計制度の調和化の議論と並行した形で行われているが、加盟各国の利害調整の中で会計制度を構成している会計思想・法律・会計基準(会計原則)・会計実務の相違の認識および相互理解が進んだだけでなく、「会計制度とはなにか」という問題も提示しているように思われる。

しかし、会計基準の国際的調和という場合、その意図するものが各論者により異なっているように思われる。(例えば、会計基準の国際的調和の解釈として、各国の企業会計の基準に国際会計基準を取入れることにより基準の統一化を図るのか、多国籍業の活動に対して国際的に共通の会計基準を設定しようとするのか) また、会計「基準」の国際的調和という場合の「基準」が、利益測定に結びつかない情報開示のための「基準」なのか、利益測定にかかわる資産の評価・計算構造のレベルまで考慮した「基準」を指しているのか、という問題が整理されていないようである⁴⁾。

EC の会社法指令により示された会計制度の調和化のモデルは、このような議論を整理する上で非常に有意義なものである。特に、最高規範概念とされている 'TRUE AND FAIR VIEW' 概念の持つ意義とその役割は示唆にとんでいる。

本稿では、EC 会社法指令の意図を考察し、従来の会計の調和化として国際会計が扱ってきた問題（調和化の定義・会計制度と会計基準・会計制度の分類）を踏まえながら、EC 域内での「調和」の論理とその意義を検証する。

2. EC 域内での企業活動と調和化の動き

1988年、チェツキーニ報告により統合市場の実現に伴う経済効果の見積が発表された。この報告の内容を概略すると、「ECの企業活動は統合市場によるスケールメリット・効率の改善・競争強化・技術改善・コストの通減により競争力を取り戻すだろう。その経済効果は、中期的にはEC域内の総生産（GDP）を4.5%押し上げることになる。消費者物価は、6.1%引き下げられ、これに伴い公共部門で2.2%に相当するコスト削減の効果を生む。また、対外貿易を刺激してGDPを1%増加させる。180万人の雇用が創出され、失業率が1.5%低下する。長期的には、コスト削減と生産効率の改善の相乗効果によりGDPが7.5%上昇し、600万人の雇用が確保される。」という内容である。この報告は、EC諸国が国境のためにモザイク状に細分化されている不利から解放され、統合市場を得ることで繁栄するヨーロッパの未来図を提示している⁵⁾。

統合市場においては、域内のすべての企業は「ヨーロッパ会社」（Societes Europa）⁶⁾ というある種の多国籍企業に近い立場に置かれる。そして、会社法指令により調和された各国の会計制度も、それに対する「ヨーロッパ会社」の対応も、それぞれ加盟各国で異なっている。特に英・独・仏の「調和」に対する姿勢の違いを中心に、以下その原因となっている各国の企業に対する考え方、企業の社会に対する役割についても検討する。

'70年代からの長期的な不況の中でEC諸国は、不況対策・失業対策として自国市場と自国企業の保護の政策を採っていった。この結果、EC設立の意図に反して各国の経済的条件の相違が拡大していった。その上、このような保護政策によりECの企業は製造業—特にハイテク部門—において日米の企業にたいして競争力を失っていった。

'80年代にはハイテク部門での日米との格差が決定的となり、このような現状を打開するために市場統合に対する動きが活発化した。物理的・技術的・財政的障壁の除去が討議され、政策調整や技術基準の統一化が進んでいった。このための大前提として、公正な市場競争という原理—「機会の平等」—が存在し

ていた。何故なら、EC 域内での自由な企業活動を保証するためには、EC 各国の規制や制度は排除ないし緩和されねばならないからである。つまり、EC 市場統合は国家の企業活動への直接的な介入により進められている。そして、各国の規制緩和により「EC 統合市場のルール」のもとで、いっそう EC 各国の企業の競争を熾烈なものにしていく一方で、EC 域外の企業、特に、日米の企業に対する競争力を持った企業を誕生させるという狙いがある。言い換えるなら、EC 市場統合は各国の企業を「EC 統合市場のルール」のもとでの競争に参加させ、EC 全体の「市場の効率化・規模の経済」を推し進める意図がある。その結果、各国の規制という保護のもとで生き延びてきた脆弱な企業は、競争に負け淘汰されていくのである。そして、競争に強く効率的で技術の優れた企業だけが統合市場からの便益を享受できるのである。極端な例を挙げれば、ある業種で各国に最低 1 社ずつあったものが EC 域内で 1 社しか存在しなくなる場合もあり得る⁷⁾。

EC 諸国内の大企業は「EC 統合市場」での競争に勝ち抜くための準備を '80 年代以降より着実に進めてきている⁸⁾。ドイツでは国際的にも競争力のあるドイツ企業同士の大型合併が相次ぎ、市場での競争上の優位を確保しようとしている。例えば、ダイムラー＝ベンツ社は合併・買収により EC 域内最大の軍需産業体となっている。フランスでは公的部門の合理化とともに、銀行資本によるベルギー・イタリアの金融機関の買収、そしてその金融機関を通じての企業グループの支配が進んでいる。イギリスでは公的部門の民営化を進めるとともに、日米の企業進出の受け皿となっている。この結果、EC 各国の経済格差が EC 域内の企業環境の調整のなかで拡大する傾向にあるという皮肉な結果をもたらしている。

繰り返すが、EC 統合市場においては域内の全ての企業が、「ヨーロッパ会社」というある種の多国籍企業と同じ立場におかれる。EC 会社法指令による「調和」は、各国の会計制度や税法に対してある程度の各国の会計実務・社会状況を考慮した選択権を認めているので、加盟各国における税法や会社法の規定する会計処理が異なっている。それゆえ、企業経営者が会計処理の選択権を最大限利用し、EC 域内での企業組織の再編成を行う可能性もある。例えば、最も

税務上メリットのある国に EC 統轄本社を設置して、他の加盟国ごとに支店を設立して活動し、税務上のメリットを享受するというような例が増えてくると考える意見もある。また、資本市場からの資金調達面でも貸借対照表・損益計算書の報告形式や表示方法の選択権が各国の国内法により認められているし、証券市場の上場規定や開示規定についても最低条件としての調整がなされているだけで、企業は有利な調達市場を求めて活動することも充分考えられる⁹⁾。

EC 4 号会社法指令¹⁰⁾に基づく計算書類作成実務に関する調査をみても。ここで参照するのは FEE (欧州会計士連盟) により行われた調査¹¹⁾である。一般に、EC 4 号会社法指令は、加盟国間での異なる会計規定や実務の差異を調整し、作成された計算書類の比較可能性を確保することを意図しているといわれている。この調査は、イギリス・フランス・ドイツの会社の実務における取得原価情報、企業の創立・拡張費、R&D の表示・処理、有形固定資産の減価償却方法、棚卸資産の評価方法の開示の実態を比較している。この調査から、現段階においては計算書類の比較可能性の確保はほぼ達成されているが、資産評価と利益準備金・積立金の扱いについて各国の実務における差異がそのまま残されているという結果が得られている¹²⁾。というのも、このような計算書類の財務情報でも、ある程度は企業情報利用者の意思決定に影響を与えているという調査結果¹³⁾もあり、会計の「調和」が進んでいると言えなくはないからである。しかし、この調査結果からの印象として、EC 各国の企業における実務は各国の旧制度の実務をそのまま継続しているだけであるという現状は否定しがたいものように思われる。それでは、会社法指令の設定者である EC 閣僚理事会は市場統合の中での会計制度の「調和」というものをどのように位置付けているのであろうか。

3. 会社法指令の内容とその意図

EC 会計制度の「調和」は、会社法指令を国内法化することにより各国の会社法の調整するという形式により行われている。この新しい会計制度が、いかな

る意図を持っているかを検証するだけでなく、商法・会社法という法的枠組みの調整が、その会計思想を含む会計基準と会計実務の「調和」とどのような関係にあるかを考察する。特に、EC会社法指令4号・7号の内容および、それらに対するイギリス・フランス・ドイツの対応の比較を中心にまず考察していく。

ECにおける会計制度の「調和」の動きは、EC域内の各国の企業に共通の尺度を作ることで、各企業の業績評価の比較可能性を高め、各国経済の摩擦を解消することを指向しているといわれている¹⁴⁾。つまり、加盟諸国の市場を単一の域内市場として機能させるために企業活動をめぐる法律的条件を同等化するように会社法規制を調整するという作業であり、EC理事会による会社法指令の制定¹⁵⁾とその国内法化という形で進められている。特にEC4号・7号指令は、域内における一定の会社（資本金会社）または会社集団に出資者（株主）および第三者の保護のために、充分比較可能な会計情報を作成・公表させることを目的としている。第4号指令は、財務諸表作成の基本原則として「真実かつ公正な概観」の原則を導入し、それに基づいて、場合によっては法規定の枠を越えてさえ、企業の経済的現実に適した有用な情報の開示を要求し、EC域内の会社の企業情報の開示の強化を推し進める目的があるといわれている。第7号指令は、経済単位としての企業集団に、その経済活動の実体を反映した比較可能な連結会計情報を作成・開示させることを目的とし、特に、連結財務諸表の開示能力を高めるための措置を重点的に取入れている。また、4号・7号指令は、加盟諸国の実務の多様性や企業の特殊性を考慮して、表示・評価方法に種々の選択権を認めているが、同時に、選択権の行使についても比較可能性・同質性の確保を保証しようとする規定が存在する。（例えば、表示・評価方法の原則規定からの逸脱は付属説明書での開示を義務付けている。）

会社法指令の会計基準形成の基底には、フランコ・ジャーマン（大陸法）的思考とアングロ・サクソン（コモン・ロー）的思考の融合を図る目的があるといわれている¹⁶⁾。大陸法的思考が、極めて規範的であつ詳細で手続き的な会計を指向する一方で、コモン・ロー的思考は、より革新的で事業環境の変化に適合的な会計を指向している。この相違は、4号指令に対するイギリス・ドイ

ツ・フランスの解釈の違いによって鮮明になる。

EC 4号指令の核心をなしている「真実かつ公正な概観」が理想としている見解は、最高規範として「真実かつ公正な概観」があり、詳細な会計規定の遵守を要請するものであるが、「真実かつ公正な概観」が確保できない場合には離脱規定を認め、厳格なルールに柔軟性をもたせるということである。この背景には、各国の会計制度の実情に合った会計処理を認めるだけでなく、各国企業の計算書類に対してより比較可能な情報の開示を会社法指令が要求するという意図がある¹⁷⁾。

各国の解釈は、イギリスは「自主規制主義と法規制主義の融合」、フランスは「正規性と誠実性の確保のための要請原則」、ドイツは「現行法では対処できない法規定の間隙を埋める役割」という見解を示している。「真実かつ公正な概観」はイギリスのようなプラグマティズムを基盤とする風土で機能してきたものであり、官僚色・統制色の強いフランス、法規制主義の強いドイツの会計システムに充分に根付くかどうかという疑問視する意見もある¹⁸⁾。特に、この「真実かつ公正な概観」の概念は、イギリス国内において企業（取締役）が財務諸表の数値に対して投資者の企業情報の開示要求にそのような会計実務を行っているかどうかを監査人が判断するための基準概念として存在してきた¹⁹⁾。このため、企業情報の開示し、証券市場における株式発行により資金調達を行うよりも、銀行借入により資金調達を行うフランス・ドイツには、この概念は異質なものとして映るかもしれない。

各国の解釈が違う原因は会計環境の違いであり、会社法指令が各国の会計制度に「調和」されていく過程は、会社法指令が各国の制度の中でどのように解釈されるかということを検証する必要がある。なぜなら、各国において会計制度が果たしている役割は異なっている。また、会計実務を規定する法律や実務に対する規制方法が各国で異なっている。会計実務は、互いに複雑に関連する環境（企業と出資者の関係・政治経済的結び付きの程度・法律制度・企業の複雑性・専門能力の教育水準等）によって決定されている²⁰⁾。この結果、各国の会計制度の法律上の文言だけの調整で、実務の伴わない「調和」として解釈されていることも充分にありえるからである。例えば、各国の会計制度は、フラ

ンス・ドイツのように立法機関や政府が主体となってその政治的意思決定に基づいて制定される法律では具体的会計基準を設定する「公的会計基準型会計制度」とイギリスのように民間の職業会計士団体が具体的会計基準の設定をする「私的会計基準型制度」に分けることができ、それぞれが異なった方法で会計制度に対して影響を与えている。

それでは、敢えて「真実かつ公正な概観」を各国会計制度の根幹をなす最高規範とする意図は何であろうか。ここで、国際会計において議論されている会計の調和化についての問題を考慮しながら、EC会計制度・会計基準の調和を位置付けてみようと思う。

EC会計制度の「調和」は、まず会社法指令の各国の会計制度への国内法化というプロセスを経て行われている。そして、法制度の枠組みの調整と会計の実務レベルが矛盾しないように会計基準・会計原則が解釈され変更されている²¹⁾。例えば、財務諸表や損益計算書の形式はほぼ統一され、付属説明書の必要記載事項の強化により財務情報としての開示されるべき企業の計算書類の情報の質は、「調和」により高められている。しかし、法制度の枠組みは、会計規定の最高規範概念として「真実かつ公正な概観」という包括的な規定を採用しているため、会計処理のレベルそのものは各国の選択権の許容により、従来からの各国の実務を尊重した内容となっている。このため、会社法指令に対して相互承認による妥協主義的特徴が強いとの批判もある²²⁾。

この国際的調和のモデルは、会社法指令が各国の会計実務の差異を認識するための共通の尺度として機能していることを示しているのではないだろうか。そして、実務の指針である会計基準「調和」は、「利益測定（とその分配）」に結びつく資産評価・損益計算規定は各国の会計処理の基準が適用され、「利益測定」に結びつかない「情報開示」の部分だけで行われているように思える。

次に、この「情報開示」と「利益測定」という2つの会計が、各国の法制度の調整と実務のガイド・ラインとしての会計原則・会計基準の解釈の中でどう扱われているかを検証し、会計環境の違いを考慮しながら、英・独・仏の会計制度の変容についての議論を深めていきたい。

4. 会社法指令を国内法化した会計制度の相違—英・独・仏を中心に

会社法指令の国内法化に関する対応は、英・独・仏各国でそれぞれ異なった見解を示しているが、これは従来の会計環境・会計制度を考察することで理解される。また会社法指令の国内法化した会計制度と会計実務の影響について「情報開示」と「利益測定」の観点から考察する。

4.1. イギリスの会計環境と会計制度

4.1.1. 会計の環境

イギリス国内には約90万社の登記会社があり、うち証券取引所に正規に上場している会社が2,554社、非上場証券市場への上場会社417社存在している。

イギリスにおいては、会社が公表する企業内容開示の報告書には2種類（年次報告書、年次届書）があり、会社法や職業会計士団体が定める会計基準によって規制を受けている。職業会計士団体は、その成立の歴史的背景から統一的団体は存在せず、主要なもので6団体あり、その各々が会計士の資格認定を行っている²³⁾。

イギリスの会社法は1948年法を基本法律として20年毎に修正法として改訂し発展した。例えば1967・76年法は、情報公開の拡大、監査人の権限の強化を目的としている。そして、80・81年法では、会社法が規制する会社形態の規定、個別財務諸表の作成規定（EC会社法指令2・4号）の国内法化、89年法は、企業集団の財務諸表作成規定、監査人に関する規定（EC会社法指令7・8号）を強化し現在に至っている²⁴⁾。

また従来から、イギリスの各会計士協会は独自の勧告書や意見書を発表していたが、EC加盟を契機に会計士団体合同諮問委員会（CCAB）という全英的組織を結成し、その下部組織である会計基準委員会（ASC）を中心に構成団体員に対する強制力を付与した会計基準の設定している²⁵⁾。

証券取引所の開示規定は、ロンドン国際証券取引所自身が、正規上場会社・上場申請会社に対して「有価証券上場認可規定」という規則集を提示し、情報

開示の要件を具体的に規定している²⁶⁾。

4.1.2. 会計制度の概要

イギリスの会計制度は、産業革命以後の資本主義の急速な発展により所有と経営の分離が進む中で定期的な監査・会計報告の実務として確立した。そしてイギリスの会社会計制度は、コモン・ローの法体系・公共性概念・アカウントビリティ・会計士の認可を行う複数の独立した職業会計士団体といったイギリス特有の社会的環境や EC 統合という社会経済的変化にともなう会社法指令の国内法化に大きく影響を受けながら現行の会計制度を形成している。

“True and Fair View” という概念は、イギリスの文化的伝統、そしてコモン・ロー法体系の下で発展してきた会計上の原則である。そして、この概念を最高規範として多層的なルール、例えば会社法の会計規定や会計士団体のようなプライベート・セクターが設定する会計基準、が構築されている。特にイギリス会社法は、伝統的に財務報告の様式・内容や会計実務に関しては詳細な規定は設けず、会計実務に対して大きな役割を果たすというよりも、会計専門職の自主的判断を重視する立場をとっていた。

前述のようにイギリスはコモン・ローの法体系を持ち、伝統的に会社法のなかには詳細な実務規定を設けず、実務規定は証券取引所をはじめとする“シティ”(ロンドン国際金融センター)の自主規制機関及び職業会計士団体による自主規制に委ねられてきた「私的会計基準型制度」である。特に、この自主規制重視の実務規定は会社会計制度の根幹をなしている。しかしこのような自主規制システムでは、職業会計士団体自らが、自らに有利な会計基準の設定を行い、自らの責任の限界を設定することにより、会計規制が会計士の自己防衛・保身システムとなる危険性が内在している。

イギリスでは伝統的に、会社の会計担当役員及び監査人の専門職としての判断を尊重する考えが強く、会計原則についてもこうした会計専門職のコンセンサスの結果を1つの指針として成文化する。この成文化された会社法や会計基準は“True and Fair View” という会計目的を達成するための最低限のルールであり、会計基準を遵守するだけでは会計担当役員や監査人は会社の年次計算書類に対するそれぞれの責任(会計担当役員は計算書類の作成責任・監査人

は作成された計算書類に対する監査責任)を免除されないことが会社法に定められている²⁷⁾。この場合、会社の財務状態の“True and Fair View”を示すような財務報告が求められ、会計実務に対して会計基準からの離脱を求めることもある。何故なら、会社法の最高規範としての“True and Fair View”という概念は、経済社会の要請を具体化する弾力的な普遍理念であり、経済の発展状況や経済社会の利害関係集団の調整により、要求される内容・要求する対象も変化しているからである。

会社が作成・公表する財務諸表は、会社法の会計規定、会計基準、証券市場の上場規定(上場会社のみ)に規制される。また、会社は株主総会終了後、財務諸表等を会社登記官に届け出、保管され開示されるようになっている。

イギリスの職業会計士団体は、会計基準委員会(以下ASC)と監査実務委員会を設置し、この両委員会が会計基準・監査基準を設定している。会社の監査役は、原則として会社の財務諸表がASCの基準に準拠していると認めれば、適正意見を表明し、正当な理由もなく基準から離脱していれば、意見を限定したり、不適正意見を表明することで会計基準に強制力を付与している²⁸⁾。

資産評価に関する一般原則としては、歴史的原価基準とカレント・コスト基準の両方を認めている。しかし、大多数の会社は歴史的原価による基本的財務諸表にカレント・コスト財務諸表を添付して適用している。

4.1.3. 会計実務と調和化による影響

財務諸表の様式は、EC 4号指令に基づいた1981年会社法によってはじめて制定された。貸借対照表は報告式と勘定式のいずれかを選択する。両様式に収容される会計情報は、ほぼ同じである。両様式とも資産の配列は固定性配列であるが、負債の場合、報告式では流動・固定の分類が行われるのに対し、勘定式では区分表示が要求されない。損益計算書の様式は一報告式・勘定式のそれぞれ2つの様式—4様式の中から選択する²⁹⁾。

イギリスの会計制度は、会社法指令の国内法化により大きく変容し、新たな問題を提示している。例えば、詳細な会計及び財務報告の形式・内容が取り込まれたことにより、プライベート・セクターが定める自主規制による会計基準とその専門職の判断による弾力的な会計実務(例えば、資産の評価方法を時価

主義とする会計処理など)が、代替的な手続きの実務を含めた会社法により規定された実務(資産評価原則は取得原価主義が代替案として時価主義を許容)へと変化した。また、イギリス会社法は歴史的にも情報開示指向が強く(利益配当額に対する具体的規制はない)、専門家の判断に配当額の算定を委ねていたが、新会社法では、資産の時価主義による利益測定には配当規制が加えられている。

4.2. ドイツの会計環境と会計制度

4.2.1. 会計の環境

ドイツではアメリカ・日本等の公認会計士に相当する職業会計士を經濟監査士とよぶが、その数は4,000名程度で、英米の職業会計士より遙かに少ない。經濟監査士は自由職業人として公的自治組織「經濟監査士會議所」に加入しなければならないだけでなく、そのほとんどが私的団体「ドイツ經濟監査士協會」(IdW) 会員となっている。IdW の意見書や勧告書には企業に対する強制力はないが、會議所の指令に基づいて監査士に対する拘束力が与えられる³⁰⁾。

しかし、ドイツ会計制度の基本的特徴は、政府や立法機関が主体となって法制度として会計基準を設定する「公的会計基準型制度」である。

また、外部会計報告は企業經營の副次的な条件と考える傾向にある。なぜなら、企業の資本調達形態は銀行借入・社債発行が中心で、資本市場にしても規模が小さいため(東京市場の1/4、上場会社の半数近くが事実上の同族会社)、企業の内部情報・内部統制を重視し、企業内容の開示制度の促進といったことにあまり熱心でない環境だからである。

ドイツの企業の特徴としては、合資会社・合名合資会社といった個人企業形態の会社が多く、株式会社は2,200社程度で、上場企業は約500社、主要企業はすべてドイツ・コメルツ・ドレスナーの3大銀行によって系列化されている³¹⁾。

4.2.2. 会計制度の概要

ドイツの会計制度を「公的基準型制度」と規定したが、ドイツにもイギリスの「True and Fair View」のような概念が全くないわけではない。成文法と

いうものがもともと非弾力的であるのに対し、財務諸表が反映すべき現実には常に変化していくためどうしても法律では対処しきれない空隙が生じる。このような場合に適用される会計規範を「正規の簿記の諸原則」（以下 GoB）とよび、法律も GoB の適用を認めている。しかし、GoB は財務諸表作成原則を総て含んだ総括的規範ではあるが、拘束力を持つものではなく、法律規定として成文化化されてはじめて効力を発揮する³²⁾。

資産評価の基本原則は、債権者保護重視の経済環境から、保守主義の要素を濃厚に示す歴史的原価主義で、第 4 号指令で許容されている価格変動会計は、実務的にはあまりなじまない。

また、税法が財務諸表項目の価額決定に与える影響が大きく、課税所得の計算にあたっては商法上の「正規の簿記の諸原則」に従っている。これを税務財務諸表に対する商事財務諸表の「基準性原則」という。しかも、株式法も税法上の評価額を商法上の評価額とすることを明文規定で認めているので、税法上の評価額が、株式法上の評価額となっていることが多い³³⁾。

株式会社の財務諸表は勘定形式で借方側は設備等の有形固定資産、貸方側は資本金からそれぞれ記載するという固定性配列をとる。そして、取締役会・監査役会の権限の範囲内で利益処分を行っているので、損益計算書の最終数値は年度純利益ではなく配当予定額を意味し、資金計算書は法定年度決算書の構成要素ではなく、注記も年度決算書ではなくて営業報告書の法定記載事項である。

財務諸表の連結に関しては、外国子会社の連結が強制されないこと、投資勘定を相殺消去される子会社の自己資本額が取得日基準ではなく決算日基準で算出されるので消去差額が変動する、持分法が適用されない、等の特徴がある。

4.2.3. 会計実務と調和化による影響

商法は、秩序ある簿記の諸原則に従って企業の営業の状況や財産状態を明らかにすることを義務付け、年度決算書もこの原則により明瞭で整然と「真実かつ公正な概観」を伝えるべく作成すべきことを規定している³⁴⁾。この場合、「真実かつ公正」の判断基準は、一般に認められた会計原則である「正規の簿記の諸原則」の解釈であり、「正規の簿記の諸原則」に合致しているかどうかにより

判断の成否がとわれている。つまり、ドイツにおいては、「正規の簿記の諸原則」が企業会計を基礎づけている。この原則の解釈は、会計実務に対する指導基準であり、決算書作成の情報開示の会計においてもその根幹をなしている。具体的には、会計実務に対して真実性・明瞭性・同一性・継続性、情報開示に対して実現の原則・不同の原則が適用されている。

また、商法に於ける情報開示規定は、資本会社を中心に企業形態・企業規模により開示の要・不要、開示内容および被監査義務をかなり詳細に定めている³⁵⁾。

4.3. フランスの会計環境と会計制度

4.3.1. 会計の環境

フランスは、中央集権国家としての性格が強く日本以上に官僚主義が強い国である。公企業を中心とする公的セクターは、銀行活動の3分の2、保険業の3分の1、製造業の4分の1近くを占めている。これらの主要公企業の経営者は、高級官僚出身者によって占められ、産業界全体が国家による強い統制を受けている³⁶⁾。

このため、フランスの経済運営を特徴づける用語として、しばしば協調経済という言葉が使われる。これは、政府と私企業の対立を協調の方向に誘導し、国民経済全体に対して有用な経済計画を作成すること、政府は計画を基礎として企業側に信頼できる情報を提供して経済活動に伴う不確実性を軽減し、望ましい方向へ誘導していくこと、を意味している³⁷⁾。

フランス政府は、経済政策運営のための企業情報を必要とし、企業情報を提供するシステムとしてプランコンタブルという会計基準をさだめている。

4.3.2. 会計制度の概要

プラン・コンタブルはフランスの「会計憲章」と呼ばれるほど、ほとんどの会計主体に対して適用される基準ないしガイドラインの表明であり、その体系はきわめて強い影響力を会計制度全体に与えている³⁸⁾。

また、フランスの会社法である商事会社法では、会社の利益計算に関して最小限の規定、特に、資本維持を目的とする関連規定のみを明示し、評価や計算

書類・財務諸表の様式や内容に関する規定はすべてプラン・コンタブルに委ねられている。

このため会計基準の重要領域は、すべてプラン・コンタブルに委ねられており、この改定には多くの専門家が動員されている。しかし、設定主体は、経済・大蔵省の諮問機関である「国家会計審議会」であり、かなり国家による統制色が強い「公的会計基準型制度」といえる。

資産評価については会社法指令に基づき取得原価主義評価ではあるが、決算時の評価としては低価法を示唆している。また、現在購買力法、現在価値法などのインフレ会計も考慮されている。

また、実務においては、特に、付加価値測定が重視されている。経済統計数値の資料として企業情報を考慮し、付加価値尺度を用いて生産性の測定などに活用されている。

尚、フランスでは会計領域ではないが、社会財務諸表という従業員に関わる社会福祉、労働環境、勤務内容等についての詳細な情報を開示していくことを求めているものがあり、企業の社会的責任を重視した企業情報の開示が深く根付いている³⁹⁾。

4.3.3. 会計実務と調和化による影響

EC 4号指令の国内法化の過程でプラン・コンタブルも改定が行われた。例えば、イギリス固有の概念である「真実かつ公正な概観」が導入され、損益計算書の様式や資金計算書の作成が義務付けられた。また、企業の規模別の財務諸表システムが確立され企業情報の量と質が強化された。

特に注目すべきことは、フランスの会計基準の根幹をなすプラン・コンタブルの一般規定において、「会計は企業の状況及び活動に関する真実かつ公正な概観を表す報告書を提示するため慎重性の規則を尊重して、正規性及び誠実性の要請を満たさなければならない。」と定められたことである。そして財務諸表の様式・内容及び作成の中心原則として「真実かつ公正な概観」を規定している。しかし、フランスの会計実務の指針であるプラン・コンタブルは、従来から会計制度の会計情報の生産過程—財務情報システム—について規定する方針をとっていた。これは国家による企業情報の把握と企業行動の統制管理指向が

強いというフランスの国内事情による。そして慎重性の原則を中心に規則への準拠性や会計手段の誠実な適用を重視していた⁴⁰⁾。

この結果、「調和」のために最高規範として「真実かつ公正な概観」を位置づけ、慎重性・正規性・誠実性の原則はこの最高規範を満たす財務諸表を作成するために必要な手段としているが、利益測定に関わる評価・測定規定については従来からの慎重性の原則が重視されている⁴¹⁾。

5. EC 会計制度の調和化の意義と可能性

EC 会社法指令は、EC 域内の企業が作成する計算書類の内容の比較可能性を高めるために各国の会計制度を「調和」させることを意図していた。具体的には、商法や会社法といった法制度の枠組みの調整と各国の会計基準や会計原則のような実務のルールの変更が行われた。

ところで、会計制度や会計基準の調和・調整という場合、「調和」・「調整」という言葉に対して多くの解釈が存在する。

例えば、「調和」という言葉に対する解釈として「HARMONIZATION」という言葉だけでなく「ARRANGEMENT」「STANDARDIZATION」「UNIFORMITY」という言葉も使用されている。この4つの言葉の関係を示すと右図(図 V-1)のようになると思われる。

この4つの言葉の関係を具体的に説明すれば、各国の会計実務を国際会計基準 (IAS) に統一すること (Uniformity) も、各国の実務の差異を相互に認識・承認すること (Arrangement) も、職業会計士団体による共通の会計基準をモデル化し各国会計実務との差異を埋めていくこと (Standardization) も、一般に会計制度の調和 (Harmonization) という言葉で述べられている。

EC 各国の会計制度は、法的枠組みの中に「真実かつ公正な概観」という包括的な規定を最高規範とすることによって「調和」を指向している。具体的には、「真実かつ公正な概観」は開示された企業情報が必要最低水準に達していない場合には、各国の国内法に対して補完機能と修正機能を要求しているが、利益測定に関わる会計処理のレベルでは各国の会計環境を考慮して計算規定を定

【図V-1】

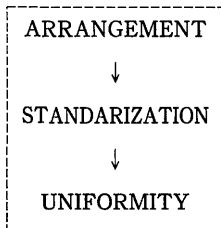
ARRANGEMENT：差異を認識し、実務の調整を図る

STANDARIZATION：権威あるモデルを表示し、会計手続きを標準化する

UNIFORMITY：基準を手続的・概念的にも共通のルールとして統一化する

HARMONIZATION：概念的フレームとしての「調和」という言葉

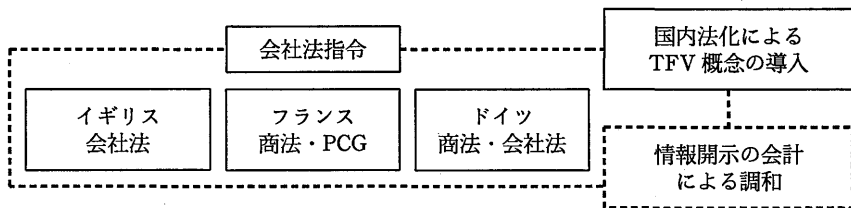
HARMONIZATION =



め、各国の一般に認められた会計実務（GAAP）を行うことを認めている。この場合の「調和」は、相互承認（Arrangement）や共通の会計基準をモデル化（Standarization）を達成していると言えなくはない。（図V-2）

この EC 各国の会計制度の「調和」により会計基準・会計原則の最高規範とされた「真実かつ公正な概観」という概念は、イギリスのコモン・ロー体系の

【図V-2】 “True and Fair View” の意義はどこにあるのか。



【従来からの会計処理】 → TFV の各国の GAAP による解釈

【連結】

<p>会計基準 SSAP の適用</p> <p>時価主義評価</p> <p>株主指向</p>	<p>会計原則 慎重性原則</p> <p>税金指向</p>	<p>会計原則 GoB の解釈 真実性 明瞭性</p> <p>確定決算主義</p>	<p>利益測定レベル * 選択権の許容 資産評価規定 引当金処理 子会社連結処理 外貨換算・表示 研究開発費算入 etc.</p>
--	-----------------------------------	---	---

もとで発展してきた会計上の原則である。そしてこれを最高規範として、イギリスは会社法の会計規定や民間の会計士団体が作成する会計基準を設定してきた。しかも、イギリス会社法が財務報告の様式や内容・会計実務に関しては詳細な規定は設けていないため、「真実かつ公正な概観」という概念は会社制度や会計実務に対して大きな影響力を持つものではなかった。

この概念に対する明確かつ共通の理解がイギリス国内においても存在していない。代表的な意見として、黒田全記氏は G. A. Lee の見解を以下のように指摘されている、「認められた会計原則に従って作成された計算書の提示を意味し、それには可能な範囲で正確な数字および、そうでない場合には合理的な見積を用いて現行実務の限界内で、重要な事実につき故意の偏り・歪曲・操作もしくは隠蔽を伴うことなく可能な限り客観的な像を示すように配列する…」⁴²⁾。

それでは、なぜこの概念がイギリスのみならず、EU 全体の会計制度の最高規範となりえたのであろうか。このことをいかに解釈するかによって、「調和」意義が異なってくるように思われる。

会計制度は、情報伝達のための会計「情報開示」と可処分利益算定のための会計「利益測定」という2つの会計が「連結」したものである。しかも、この2つの会計の「連結」のパターンは、利害関係集団の構成の多様性により異なっている。この「連結」の道具としての「真実かつ公正な概観」という概念は、イギリスの会計制度の展開の中で「情報開示」と「利益測定」の会計の調整概念として生まれたものであり、この概念の意義について千葉準一氏は、

「…この『真実かつ公正な概観』という本質が単に会計制度内部の問題として、または会計情報開示の量的拡大の問題としてのみとらえられてはならない…これらの両者関係がまさしく「真実かつ公正な概観」という概念によって統一される構想が描かれている…」(下線筆者)

と指摘されている⁴³⁾。このことから「調和」の意義を考えると、各国の会計制度の国際的「調和」というよりも、EU 各国の会計制度の「情報開示」と「利益測定」の「調和」の「道具」として、イギリスが形成としてきた「真実かつ公正な概観」を利用したと考えられる。つまり、国際的調和の本質的な部分は、先送りされた状態のままであると言えなくはない。

6. むすびにかえて—会計制度の調和化の論理と‘TRUE AND FAIR VIEW’概念の役割

ECにおける市場統合の目的は、各国ごとに独立している市場を1つに統合することによって経済の規模を拡大・市場メカニズムにより経済を効率化するという狙いがある。特に、企業活動の国際化により相互依存の関係がいつそう進展している EC 各国では、人・物・資本の移動が先に進み、その動きを EC 域内すべてにいき渡らせるための規制が求められてきた。つまり、市場統合のために制度を調和するというよりも、各種規制の緩和・廃止を進め「統合市場のルール」を確立し、企業の自由な経済活動を拡大させることが求められているのである。

EC 会社法指令は、EC 域内全体でのクロス・ボーダーな取引を促進するための社会的制度であり、その存在意義は、現時点では、各国の会計制度を調和化させるというよりも各国の企業に対して「EC 統合市場の中で活動するための共通のルール」即ち、「情報開示」のルールを示している。そしてこのことより、各国間の資本の自由な移動のための条件を整えることを意図している。現代のように高度に進んだ資本主義社会において自由な完全競争に近いものが存在するには、実は「自由」という言葉とは裏腹に市場の中での取引が高度に規制されていることが必要である。言い換えるなら、企業が市場で競争するには、「競争のための規制」が不可欠である⁴⁴⁾。

EC 会社法指令は、「真実かつ公正な概観」概念という「道具」を用いて「情報開示」と各国間で異なる利害関係者に対しての会計実務である「利益測定」という2つの会計思考を「連結」させようとする意図から作成されている。そして、それは各国の会計処理レベルにおける実務の調和を図り、作成された計算書類の財務情報を比較可能にするとともに、企業の財務内容の表示に対して正確性を要求している。つまり、企業の財務諸表作成に対して比較可能な会計処理を要求する一方で、各国における企業の利害関係者の多様性を考慮しつつ、企業情報の正確な開示を求めているのである。具体的には、利益測定に関

する会計処理に対する選択権を許容し、会計方法の選択に関する特別の説明義務を要求することで実現されている。

しかし、EC 会計制度の「調和」の意義については、「真実かつ公正な概観」概念の解釈によって異なってくる。会社法指令の内容からの解釈では、「情報開示」の会計と「利益測定」の会計からなる会計制度を「真実かつ公正な概観」概念によって「連結」することにより「ヨーロッパ会社」に対して「EC 統合市場のなかで活動するための共通のルール」として「情報開示」の会計を提示しているという解釈の一方で、各国の会計制度の国内法化の内容からの解釈では、各国の会計制度の国際的「調和」というよりも、EU 各国の会計制度の「情報開示」と「利益測定」の「調和」の「道具」としてイギリスが形成としてきた「真実かつ公正な概観」を利用し、そして「利益測定」に影響のない範囲での「調和」という各国の姿勢が読み取れるようである。

注

- 1) 市場統合法令の採択状況については、電通総研編『EC 統合とニューヨーロッパ』、岩波書店、1993、p. 95 参照。
- 2) EC の機構については、横山三四郎『超国家 EC』、講談社、1992、p. 14 参照。
- 3) 経済統合と政治統合の関係については、『ヨーロッパ統合の脱神話化』、佐々木隆生／中村研一編著、ミネルヴァ書房、1994、p. 18-p. 22 参照のこと。
- 4) 岸田雅雄、「会計基準の国際的調和と証券取引法」、『企業会計』1994 vol 146 no.1。
- 5) チェッキーニ報告の内容については、電通総研編『EC 統合とニューヨーロッパ』、岩波書店、1993、p. 93参照。
- 6) EC 会社法に基づいて設立された会社を意味している。松下満雄編、『EC 経済法』、有斐閣、1993、p. 133参照。
- 7) 統合市場に向けての各国における企業合併の件数については、林昭編著『EC 統合と欧州の企業・経営』、法律文化社、1992、p. 12参照。
- 8) 市場統合の影響の大きい産業部門については、前掲書 p. 140「市場統合と企業活動」を参照。
- 9) 金融市場の規制については、松下満雄編『EC 経済法』、有斐閣、1993、「第 8 章 EC における金融市場の規制参照。企業組織の再編の考察としては、鈴木輝夫、「欧州統轄組織の必要性」、『企業会計』、1992、vol. 44、no. 8、no. 10、no. 11、no. 12。を参照。
- 10) 理事会が制定する法令の種類については『EC 統合とニューヨーロッパ』 p. 88 参照。
- 11) 欧州会計士連盟 (FEE) の調査報告『*European survey of published accounts 1991*』各国の様々な会計領域における会計実務の展開状況、特に、財務情報の開示と利益測定に対する影響そして評価方法 (無形固定資産、繰延資産、減価償却、利子費用の算入、子会社の連結等) の多様性を検証している。
- 12) Peter Walton, "Harmonization of Accounting in France and Britain, Some Evidence; a Field Study of the Reviw Process: Resarch Note", 『ABUCUS』, vol. 28, no. 2 を参照 1992
- 13) 村上宏之、「EC 4 号指令に基づく計算書類作成実務」、『会計』第142巻第 6 号 1992. 12月を参照。
- 14) 松下満雄編、『EC 経済法』、有斐閣、1993、p. 128 参照。
- 15) 染谷恭次郎『国際会計論』、東洋経済新報社、1984、p. 138
- 16) 同上書、p. 139
- 17) 同上書、p. 130
- 18) イギリスの見解については、田中弘、『イギリスの会計制度』、中央経済社、1993、p. 84、ドイツ・フランスの見解については、黒田全紀、『EC 会計制度調和化論』、有斐閣、1989 p. 251-p. 255 を参照。

- 19) Gray and coonenberg ed. 『*EEC Accounting Harmonization: Implementation and Impact of the Fourth Directives*』, Elsevier Science Publishers B. V. 1976 p. 101
- 20) G. Mueller, H. Gernon, G. Meek (1987); 『Accounting; an international perspective』 / 邦訳: 野村健太郎/平松一夫監訳『国際会計入門』中央経済, 1989, p. 11-p. 18
- 21) 染谷恭次郎, 『国際会計論』東洋経済新報社, 1984, p. 134-p. 135 参照
- 22) 黒田全紀, 『EC 会計制度調和化論』, 有斐閣, 1989, p. 238.
- 23) イギリスの会計環境の説明としては, 田中弘『イギリスの会計制度』, 中央経済社, 1993, p. 20-p. 64, に EC 会社法指令の影響も含めた考察がなされている。
- 24) 同上書, p. 40-P. 45
- 25) 同上書, p. 91
- 26) 同上書, p. 15
- 27) 同上書, p. 26
- 28) 同上書, p. 24
- 29) 財務諸表の様式については, 若杉明編著, 『会計制度の国際比較』, 中央経済社, 1992, p. 51-p. 55 参照。
- 30) 染谷恭次郎, 『国際会計論』, 東洋経済新報社, 1984, p. 59
- 31) 相沢幸悦, 『ドイツ銀行』, 日本経済新聞社, 1994, p. 110-p. 118
- 32) 染谷恭次郎, 『国際会計論』, 東洋経済新報社, 1984, p. 58
———, 『会計学の国際的展開』, 中央経済社, 1989, p. 63
- 33) ハインリッヒ・ヨナス, 『Die EG-Bilanzrichtlinie』 邦訳: 戸田秀雄訳『ヨーロッパ共同体貸借対照表指令』中日文化社, 1983, p. 17
- 34) 黒田全紀, 『新西ドイツ会計制度』, 同文館, 1987, p. 39
- 35) 同上書, p. 29, 図 2-1 参照。
- 36) 堀田和宏著『フランス公企業の成立』, ミネルヴァ書房, 1974, 「第3編フランスの国有産業の生成と発展」を参照。
- 37) 同上書, p. 120~p. 121
- 38) 野村健太郎著, 「フランス企業会計」序文 p. 1
- 39) 前掲書, 第24章, 第25章, p. 440-p. 497 参照。
- 40) 前掲書, p. 242-p. 248
- 41) 前掲書, p. 323
- 42) 黒田全紀, 『EC 会計制度調和化論』, 有斐閣, 1989, p. 250
- 43) 千葉準一, 『英国近代会計制度』, 中央経済社, 1991, p. 366-p. 367
- 44) R. H. COASE, 『企業・市場・法』, 邦訳: 宮沢健一/後藤晃/藤垣芳文, 東洋経済新報社, 1992

参 考 文 献

- 【1】 稲垣富士男編著、『国際会計基準』，同文館，1987.
- 【2】 岡田裕正，「プランコンタブルの構成」，九州大学『経済論究』63号，1985.
- 【3】 _____，「プランコンタブルの損益概念」『経営と経済』，1990.
- 【4】 河合秀敏，『国際会計と国際監査』，同文館，1993.
- 【5】 神田秀樹，「会計基準の国際的調和と商法」，『企業会計』，1994. vol. 46 no. 1.
- 【6】 斎藤静樹，『企業会計』，東京大学出版会，1988.
- 【7】 徳賀芳弘，「会計基準調和化への若干の疑問」，1992.
- 【8】 中村宣一郎，『会計規制』，税務経理協会，1992.
- 【9】 野村秀和，『企業会計』，青木書店，1992.
- 【10】 野村健太郎編著，番場嘉一郎監修，『フランス会計論』，中央経済社，1982，
- 【11】 平田清明，「ヨーロッパ連合への期待と抵抗」，『エコノミスト』，1992. 7. 7号
- 【12】 _____，「トランスナショナルに向かう EC」，『エコノミスト』，1992. 7. 14号
- 【13】 _____，「市民社会とレギュレーション」，岩波書店，1993.
- 【14】 平松一夫，「会計の国際的多様性と資本市場」，『会計』第142巻第5号 1992. 11月
- 【15】 藤村 信，「めでたさも中位なりヨーロッパ」，『エコノミスト』1993. 1. 5号
- 【16】 吉森 賢，『EC 企業の研究』，日本経済新聞社，1993.
- 【17】 若杉 明編著，『会計制度の国際比較』，中央経済社，1992.
- 【18】 渡辺 暁，「ここまできた市場統合」，『エコノミスト』1993. 1. 26号

英 語 文 献

- [1] Alexander, David (1986), 『*Financial Reporting*』, London, Chapman and Hall.
- [2] Belkaoui, Ahmed, (1988), 『*The Enviroment in International Accounting*』 London, QUORUM Books.
- [3] _____, (1991) 『*Multinational Financial Accounting*』, London, QUORUM Books.
- [4] Cooper & Lybrand, (1991) 『1991 *INTERNATIONAL ACCOUNTING SUMMARIES*』, New York JOHN WHILEY SONS, INC.
- [5] Evans, Denis (1980), 『*Accounting Guide to the European Communities*』, London, MACDONALD AND EVANS.
- [6] El-Agla, AM, ed. (1990) 『*Economics of European Community*』, Cambrige, Phillip Allan.
- [7] FEE (1991) 『*FEE EUROPEAN SURVEY OF PUBLISHED ACCOUNTS 1991*』, Routledge, London.
- [8] Gray and Coonenberg ed, (1976) 『*EEC accounting harmonization : implementation and impact of the fourth directives*』, Oxford, Elsevier Science

Publishers B. V.

- [9] Mueller, G. H. Gernon, G. Meek (1987), 『*Accounting; an international perspective*』, R. D. Irwin, Illinois,
- [10] Walton, Peter (1992) "Harmonization of Accounting in France and Britain, Some Evidence; a Field Study of the Reviw Process: Resarch Note", 『ABUCUS』, vol 28, no. 2, 1992.